

鳥取県建設業新分野進出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県建設業新分野進出事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、建設事業者等及び建設関連事業者が公共事業依存の経営体質からの転換を図るため、当該事業者が、建設業以外の新分野への進出を判断するために行う試行的な調査・検討に要する経費(進出検討型事業)又は新分野事業を展開するために行う商品企画・開発・評価・人材雇用・人材育成・販路開拓に要する経費(事業化実現型事業)を助成し、新分野進出を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 建設事業者等

鳥取県内に所在し、下記のいずれかにあたる者。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく許可を国又は鳥取県から受けている者。

イ アの者自ら又はその役員が、建設業に従事している雇用者の就業の受皿とする目的で出資・設立する会社、協同組合等。

(2) 建設関連事業者

鳥取県内に所在し、下記のいずれかにあたる者。

ア 建設コンサルタント(測量、設計、地質調査、補償業務)。

イ (1)の建設事業者に対する取引依存度が20パーセント以上ある事業者。

ウ 建設業に従事している雇用者の就業の受皿とする目的で新分野への事業展開を計画している事業者。

(3) 新分野進出

建設事業者等については、日本標準産業分類における大分類項目を基準として、建設業以外の新たな業種に進出すること。ただし、公共事業依存の経営体質からの転換を図ろうとする建設事業者等で、民間需要が見込まれる新たな建設業種に進出しようとする場合で、知事が特に認める場合はこの限りでない。

建設関連事業者については、現在の業種以外の新たな業種(ただし、日本標準産業分類の大分類項目が建設業となる業種を除く。)に進出すること。

なお、進出先の業種については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく規制の対象とされるものを除く。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象者は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 建設事業者等
- (2) 建設関連事業者

2 事業化実現型事業については、前項に掲げる者のうち、補助事業交付決定年度に到来する決算期から起算し、直近5決算期において新たに新分野進出に係る売り上げを計上することとなった者又は設備投資、営業許可等により新分野進出に向けた準備段階にあると認められる者に限る。

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、第4条に掲げる者に対し、次表に定める新分野進出に係る試行的な調査・検討、マーケティング戦略策定や商品企画・開発・評価又は人材雇用・人材育成・販路開拓の取組に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

事業区分	補助事業名	事業内容
進出検討型事業	先進的取組視察・研修事業	新分野進出に係る先進的な取組の視察及び新分野に係るセミナー・研修会の参加又は開催など、新分野進出の可能性を調査、検討する事業
	事前調査・事業計画作成事業	新分野の市場や技術などの動向等について調査・分析し、経営試案を作成する事業
事業化実現型事業	商品開発・評価事業	新分野の商品・サービスの設計や開発、試作、改良及びテストマーケティングを行う事業
	人材育成事業	新分野進出に必要な知識・技能の習得を目的とする研修・講習の開催又は職員派遣を行う事業
	販路開拓事業	新分野進出に際して、展示会経費やパッケージ・ホームページの作成など、販路開拓を行う事業
	新規雇用創出事業	新分野進出に際して、従業員を新たに雇用する事業

2 本補助金の額は、次表第2欄に掲げる補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額

として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、次表第3欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額又は次表第4欄に掲げる補助金上限額のいずれか低い額以下とする。

事業区分	1 補助事業名	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助金上限額
進出検討 型事業	先進的取組視察・ 研修事業	謝金、講師謝金、職員旅費、講師旅費、会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、受講料	3分の2	100万円
	事前調査・事業計 画作成事業	資料購入費、調査委託費、戦略策定費、職員旅費、印刷製本費		
事業化実 現型事業	商品開発・評価事業	原材料費、機械装置・備品等の購入経費（取得価額30万円未満のものに限る。）、建物・構築物整備費、産業財産権等の導入経費、直接人件費、借料又は損料、通信運搬費、消耗品費、外注加工費、謝金、専門家旅費、職員旅費、デザイン料、検査・分析等経費、調査委託費、資料購入費、印刷製本費、減価償却費（新規取得する取得価額30万円以上の機械装置・備品等について、補助事業実施期間に発生する減価償却費）	3分の2	300万円
	人材育成事業	謝金、講師謝金、職員旅費、講師旅費、会場借上料、借料又は損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、受講料、消耗品費		
	販路開拓事業	職員旅費、会場借上料、借料又は損料、負担金、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、雑役務費、会場整備費、消耗品費、保険料、広告宣伝費、出展登録料、原材料費		

新規雇用創出事業	<p>直接人件費（新分野業務に引き続き6月以上従事する常時雇用労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者及び65歳以上で同規定と同様の雇用形態で雇用される者のうち鳥取県内に住所を有するものをいう。）を新たに雇用する場合に限る。ただし、次の場合は、対象とならない。</p> <p>交付決定日前後6月において、常時雇用労働者を雇い入れる事業所で常時雇用する労働者を事業主都合により解雇した場合。</p> <p>制度創設以降に離職した者を再び同一事業主が雇い入れた場合。親会社、子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。）第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいう。）相互間での労働の移動の場合。）</p>	2分の1	一人当たり1月5万円、1社当たり2名を限度とする。
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	---------------------------

3 前項の表の事業区分欄に掲げる事業の実施期間は、進出検討型事業が最長12か月、事業化実現型事業が最長24か月とする。

なお、前項の表第1欄に掲げる新規雇用創出事業の事業始期は、雇用開始日とし、事業終期は、雇用開始日から12か月または交付決定日の翌年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに次表のとおり提出するものとする。

補助事業者の主たる事務所の所在地	提出先
鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡の町	知事
倉吉市及び東伯郡の町	中部総合事務所長
米子市並びに境港市及び西伯郡の町村	西部総合事務所長

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 進出検討型事業：様式第1-1号及び様式第2号
- (2) 事業化実現型事業：様式第1-2号及び様式第2号

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更にする。

- (1) 第5条第2項表の事業区分欄に掲げる各事業の額の20パーセントを超える減少を伴うもの
 - (2) 第5条第2項表の第1欄に掲げる補助事業相互間で、補助事業の額の高い方の20パーセントを超えて事業費の配分の変更をする場合
 - (3) 第5条第2項表の第1欄に掲げる補助事業の中止又は廃止
 - (4) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
 - (5) 本補助金の増額を伴う変更
- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに提出するものとする。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、次のとおりとする。
- (1) 進出検討型事業：様式第4-1号及び様式第2号
 - (2) 事業化実現型事業：様式第4-2号及び様式第2号

(進捗状況の報告)

第 1 1 条 規則第 1 7 条第 3 項の規定による進捗状況の報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の 4 月 2 0 日までに様式第 5 号により提出するものとする。

(財産の処分制限)

第 1 2 条 規則第 2 5 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 2 5 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 所得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第 2 5 条第 2 項の規定による承認を受けるにあたっては、処分の事前に様式第 6 号により申請するものとする。

4 第 7 条第 1 項の規定は、規則第 2 5 条第 2 項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第 1 3 条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は第 6 条第 1 項のとおり 1 部とする。

(雑則)

第 1 4 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 2 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月11日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月6日から施行する。
- 2 平成21年1月5日までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱第5条に掲げる企画開発型事業については、補助事業完了後、改正後の要綱第5条に掲げる事業化実現型事業の交付を受けられるものとする。この場合、同条第2項の表第1欄に掲げる補助事業は「人材育成事業」、「販路開拓事業」、「新規雇用創出事業」とし、第4欄に掲げる補助金上限額は「300万円」を「100万円」、同条3項に掲げる事業の実施期間は「最長24か月」を「最長12か月」とそれぞれ読み替えて適用する。